



2023年2月17日

各 位

会 社 名 **株式会社テクノアソシエ**
代表者名 代表取締役社長 森谷 守
(コード：8249 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 人事総務部長 近藤 和之
(TEL 06-6459-2101)

**(変更)「支配株主である住友電気工業株式会社による当社株券に対する
公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の変更に関するお知らせ**

当社が2023年2月2日に公表しました「支配株主である住友電気工業株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の添付資料「株式会社テクノアソシエ株式(証券コード：8249)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」について、本日、住友電気工業株式会社より「(訂正)「株式会社テクノアソシエ株式(証券コード：8249)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」が公表されましたので、お知らせいたします。

以 上

(参考) 本日付「(訂正)「株式会社テクノアソシエ株式(証券コード：8249)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」(別添)



2023年2月17日

各 位

会 社 名 住友電気工業株式会社
 代表者名 社長 井上 治
 (コード番号 5802 東 名 福)
 問合せ先 広報部長 堀葉 祐一郎
 (TEL : 06 (6220) 4119)

〔訂正〕「株式会社テクノアソシエ株式（証券コード：8249）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

住友電気工業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社テクノアソシエ（証券コード：8249、株式会社東京証券取引所スタンダード市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式を対象とする金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2023年2月3日より開始しておりますが、公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が終了したことに伴い訂正すべき事項がありましたので、以下のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

2. 買付け等の概要

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(訂正前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	94,942 個	(買付け等前における株券等所有割合 50.91%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	<u>0</u> 個	(買付け等前における株券等所有割合 <u>0.00%</u>)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	186,484 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	186,385 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を0個と記載しております。なお、公開買付者は、本日以後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、訂正が必要な場合には、訂正の内容を開示する予定です。

<後略>

(訂正後)

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	94,942 個	(買付け等前における株券等所有割合 50.91%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	277 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.15%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	186,484 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	186,385 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を0個と記載しております。

<後略>

以 上